

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シルバー派遣事業概要

(令和5年度 労働者派遣事業報告より)

- 派遣労働者の数 : 11名 (1日平均)
- 派遣先の数 : 1件 (事業年度期間中の数)
- 派遣料金の平均額 : 9,610円 (1日8時間あたり)
- 派遣会員の賃金の平均額 : 7,160円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
- マージン率 : 25.5%
- 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項 : 締結していない
- 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
- その他の事項
 - 労災保険、有給休暇
 - 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 岩手県シルバー人材センター連合会 山田町事務所

〒028-1351 岩手県下閉伊郡山田町長崎三丁目4番8号

電話 : 0193-82-3381